

第463回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 6 3 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和4年7月25日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ研修室
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前 10時00分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	小野澤実	出		10	石川秀夫	出	
2	若海玄平	出		11	川目是英	出	
3	竹ノ谷敏彦	出		12	時田重雄	出	
4	田中あきえ	出		13	近藤芳宏	出	
5	武藤康則	出		14	小和瀬康男	出	
6	鈴木一	出		15	渡邊憲一	出	
7	山木綾子	出		16	滝嶋嘉久	出	
8	木所清司	出		17	西川利雄	出	
9	渋谷武	出					

8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	大澤富雄	農地利用最適化推進委員	小峯雅
農地利用最適化推進委員	筋野哲夫	農地利用最適化推進委員	利根川孝一
農地利用最適化推進委員	大野豊作	農地利用最適化推進委員	新井計男

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	佐 藤 金 誉	農地利用最適化推進委員	田 邊 輝 夫
農地利用最適化推進委員	細 田 和 美	農地利用最適化推進委員	牛 窪 孝
農地利用最適化推進委員	野 口 和 則	農地利用最適化推進委員	發 知 孝 雄
農地利用最適化推進委員	島 村 茂 勝	農地利用最適化推進委員	小 嶋 光 一
農地利用最適化推進委員	程 島 延 幸		

9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	忍 田 久 夫		
副事務局長	柿 沼 映 生		
副 主 幹	山 崎 明 美		
副 主 幹	宮 本 晃 宏		
主 査	榎 本 亮 太		

10 開 会

会長 石 川 秀 夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和4年7月25日第463回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 石 川 秀 夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委 員 山 木 綾 子

.....

委 員 木 所 清 司

.....

委 員 渋 谷 武

.....

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書 6 月分について報告する。農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書については、合計 5 件、7 筆、1, 8 6 7 m²である。農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書については、合計 1 8 件、2 3 筆、4, 1 7 7 . 5 5 m²である。農地改良届については、合計 3 件、7 筆、2, 6 6 5 m²である。農地法第 3 条の規定による許可申請書取下願については、合計 5 件、1 1 筆、1 0, 6 3 0 m²である。相続税の納税猶予に関する適格者証明書については、合計 2 件、8 筆、9, 9 4 3 m²である。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明報告書については、合計 2 件、8 筆、1, 9 3 4 m²である。相続税の納税猶予に関する 3 年毎の農業継続証明書については、合計 7 件、9 8 筆、7 7, 9 5 9 . 9 1 m²である。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合計 1 3 件、7 0 筆、7 1, 4 7 5 m²である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定

による決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、件数5件、総筆数10筆、総面積8,229㎡について申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から5番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号2番について報告する。7月15日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。申出事由は経営拡張のための所有権移転である。譲受人は、現在44歳で、農業従事日数は300日、約132アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター、耕耘機、コンバイン、田植機、乾燥機、糶摺機であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後は水稻を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号2番について、譲受人の経営状況は良好であり、地元の推進委員としては、申出地を管理できる農家であると考えられる。」との発言があった。

委員から「整理番号3番、4番について報告する。7月6

日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。申出事由は耕作の便宜上のための所有権移転である。申出地の現在の所有者は他地区に住んでおり、管理できていない時期があったため地元の農業者へ所有権移転するものである。譲受人は、現在73歳で、農業従事日数は150日、約110アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター、耕耘機、農業用自動車であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後は麦を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号3番、4番について、譲受人の経営状況は良好であり、地元の推進委員としては、申出地を管理できる農家であると考え。」との発言があった。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から5番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議案第2号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、件数1件、筆数1筆、面積356㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいかお伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第2号について原案どおり許可することに決定する。

議案第3号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第3号議案は、件数16件、筆数31筆、面積9,909.55㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から16番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、

お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号10番について報告する。7月22日に農地利用最適化推進委員と共に代理人に話を聞いてきた。譲受人は、平成11年に設立され、建物の解体工事を主な業務としている。近年は宅地造成工事の受注も増えてきたことから新たに資材置場を建築する計画である。雨水対策については、敷地内で自然浸透させる計画で、雨水による周辺農地への影響はない見込みである。以上のことから、農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号15番について報告する。7月19日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、昭和62年に設立され、介護用品の販売を主な業務としている。現在の店舗は駐車場も狭く商品の搬出入に支障をきたしているため、店舗を建築する計画である。雨水対策については、敷地内に浸透トレンチを設置する計画で、雨水による周辺農地への影響はない見込みである。以上のことから、農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号16番について報告する。7月22日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。

譲受人は、平成7年に設立され、運送業を主な業務としている。現在の駐車場は、周辺の住宅化が進んでおり、地主の意向により、駐車場として利用できなくなるため駐車場として使用する計画である。雨水対策については、敷地内で自然浸透させる計画で、雨水による周辺農地への影響はない見込みである。以上のことから、農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号10番について、資材置場への転用後に宅地になる可能性はあるのか。」との発言があった。

事務局は「宅地になる可能性はない。」と回答した。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号1番について、第1種農地の不許可の例外とはなにか。」との発言があった。

事務局は「第1種農地は、基本的には転用が認められない農地であるが、住宅については、周辺に集落があれば例外的に許可になるものである。」と回答した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から16番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号10番、15番、16番については、「事業計画を遵守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る

旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第3号について総合意見として許可相当とし、整理番号10番、15番、16番については条件を付すことに決定する。

1 3 閉 会

議長 石 川 秀 夫 は議案の審議がすべて完了したため、第463回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和4年8月1日

議 長 石 川 秀 夫

委 員 山 木 綾 子

委 員 木 所 清 司

委 員 渋 谷 武
